Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

コンテナクレーンの逸走対策・維持管理検討会(第2回)議事概要

日時:平成25年12月20日(金)13時30分~16時

- 平成25年11月29日の「港湾の施設の技術上の基準を定める省令」の改正により、 港湾の施設の維持管理計画等には点検に関する事項を含むこと、定期的又は臨時的な 点検及び診断等を適切に行うこと、また点検診断結果等を適切に記録及び保存するこ と、が規定された。さらに、逸走防止装置の維持管理は、逸走事故を防ぐために不可 欠な対策であることから、コンテナクレーンの逸走対策に加えて、維持管理に関する 検討も行うことを明示するため、検討会の名称を「コンテナクレーンの逸走対策・維 持管理検討会」へ変更した。
- 逸走対策に関して、レールクランプに関するJIS改正、クレーンストッパの実証実験の進捗報告、モデル運用規程の改善案を、事務局他から説明した。

クレーンストッパの実証実験について

- ・クレーンストッパは、走行しているコンテナクレーンの車輪がストッパに乗り上げ、 輪重による動摩擦力で制動力を発揮する装置。実用時は、シルビームの中間部から ストッパを遠隔操作でレール上に落下させる機構とするが、今回の実証実験(平成 26年1月下旬を予定)では、予めクレーン前方にストッパを設置し、クレーンが 安全にストッパに乗り上げて制動されるか実証する、との報告があった。
- ・通常停止時の制動距離と比較し、クレーンストッパの制動力を可能な限り定量的に 評価して欲しい、等の指摘があった。

モデル運用規程の改善案について

- ・風況急変時にも対応できるように、モデル運用規程中の作業判断・措置フローを、 次の2案のとおり改善したい、との報告があった。
 - 固定措置基準風速を超える風が観測された場合、レールクランプに加えて、レールブレーキやクレーンストッパ等を作動し、風が弱まらず係留位置まで移動できない万が一の危険性に備える。
 - 現在のフローは変更せず、通常時と天候の悪化が予想される場合の2パターンの 固定措置基準風速を設定し、風観測・風予測等の気象情報を活用しながら、適切 に固定措置基準風速を選択する。
- ・「コンテナクレーンの実際の運用状況も踏まえて、ブームの位置に関しても言及して欲しい」、「作業中止(待機)の判断は、強風の観測の有無で判断するのではなく、強風によるクレーン作業上の危険性が予想されるか否かで判断した方が良い」、

等の指摘があった。

- 点検診断・維持管理に関して、港湾荷役機械の点検診断ガイドラインと維持管理計画 作成ガイドラインの作成方針を、事務局他から説明した。
 - ・点検診断ガイドライン・維持管理計画作成ガイドラインの作成方針として、次の留 意事項が報告された。
 - 港湾法の改正に伴う港湾荷役機械(技術基準対象施設)の点検義務化に伴う定期 点検(一般)については、クレーン等安全規則で定められた月次点検及び年次点 検と同じものとし、ガイドラインでは港湾荷役機械の特性を踏まえて、標準的な 点検診断の手法及び内容(点検項目・検査方法等)を提示、解説する方向で検討 していく。
 - -港湾荷役機械(技術基準対象施設)の点検義務化に伴う定期点検(詳細)については、施設の重要度に応じて対象を限定(例えば、コンテナクレーンや国際バルク戦略港湾に係るアンローダー)した上で、クレーン等安全規則で定められた定期点検とは別に、設置後15~20年をメドに実施する定期点検を新たに規定する。定期点検(詳細)では、港湾荷役機械の長寿命化、効率的・安定的運用等を図るための基礎資料とするため、施設健全度を診断する方向で検討していく。
 - 稼働実績や予備品の状況も含めて、点検診断の結果を適切に保存・集約すること とし、維持管理に活用できるように検討していく。
 - 一港湾荷役機械の設置者の中には、機械・電気を必ずしも専門としない事務職や土木職の職員が点検診断・維持管理の担当となっている場合もあることから、適切な図解を交えて、分かりやすく解説する工夫を行う。
 - ー点検診断ガイドラインの骨子については、1 月に公表できるよう、後日各委員に 意見照会する。
 - ・「設計時から、点検診断・維持管理を実施しやすい構造にすることに留意する必要がある」、「新設・改良時の発注仕様書等において、点検診断・維持管理に対する 配慮を明示的に記載すると、今回のガイドラインの実効性が高まる」、等の指摘があった。